

平成22年12月17日

内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣 あて
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 河島直明

農業農村整備事業予算の確保を求める意見書

農業農村整備事業は、国民の必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点から欠くことのできないものである。

しかしながら、平成22年度の農業農村整備事業予算は、公共事業費の削減の流れの中で、本年度から始まった新たな米の戸別所得補償モデル事業の財源確保によって、21年度比6割の大幅な削減がされた。急激な削減は、必要な生産基盤整備及び農地防災施設整備の長期化や中止を招き、農業・農村の更なる疲弊を招くと同時に農業そのものが成り立たなくなるばかりか、食料自給力を更に低下させ、目標である自給率50%は非常に難しくなり、国民全体への不利益にもつながることを危惧するものである。

よって、国においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項を早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 これまで計画的に進めてきた実施中の事業や実施に向けて準備を進めている事業が、円滑に進められるよう措置を講ずること。
- 2 農地や農業水利施設などの農業生産基盤については、農業の基礎的インフラとして、今後の整備、更新及び適正な維持管理が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。